

白衣會に就いて

長 部 和 雄

此の小論の著想は去る昭和十五年四月大阪靜安學社の例會席上に於て發表しました舊稿に係りませんが、當時意に滿たず筐底に藏して今日迄其の儘になつて居ました。然るに今度不圖高野山大學に奉職致すことに成り、恰も環

境が宗教研究の中樞に移りましたのを機會に再び之を引き出し手入補筆を致し同學諸賢の是正教示を乞ふ次第です。

一

支那社會史上の諸問題は歐米の夫れに比して随分異色濃厚なる者が多い。例へば今より述べんとする唐宋時代左道妖亂史上の一問題たる白衣會の如きも其の代表的一例である。試みに正史上に歴然と遺れる此の種の實例を拾ふも、漢代三張の五斗米天師道、張角の黃巾太平道、赤眉綠林の妖賊、北魏の大乗賊―此等は比較的古き例に

屬するが―唐宋時代の彌勒教匪、喫茶事魔、白雲宗、白蓮宗、元明清時代の白蓮教、太平天國等邪宗門に根挿す妖亂の簇生は數ふるに遑が無い程である。

前者に關しては佐中壯氏の『道教發生事情に關する一考察』(史林一八〇) 大淵忍爾氏の『太平道の發生と五斗米道』(加藤博士還曆紀念東洋史集說昭和十七年)の兩研究が最も適切であり、

後者に關しては塚本善隆氏の『北魏の佛教匪』(支那佛敎史昭和十)があり、彌勒教匪以下の諸研究には中國陳垣教授の『摩尼教入中國考』は云はずもがな、九州帝大の重松俊章教授は『宋元時代の白雲宗門』(史淵第二輯)、『唐宋時代の彌勒教匪』(史淵第三輯)、『宋代の均産一揆と其の系統』(史學雜誌四二ノ)、『初期の白蓮教會に就いて』(市村博士古八、昭和六年)、『初期の白蓮教會に就いて』(稀紀念東洋史論叢昭)、『唐宋時代の末尼教と魔教問題』(史淵第十二輯昭和八年)

和八年)、『唐宋時代の末尼教と魔教問題』(史淵第十二輯昭和八年)

等を矢繼早やに發表された。之より以前逸早く岡宮自猛氏は『密宗學報』第九十八號(昭和五年三月)に『宋代の邪教と摩尼教』を掲げ、南宋志磐の『佛祖統記』、同陸游の『渭南文集』、同莊季裕の『雞肋編』、同李心傳の『建炎以來繫年要錄』等に散見せる關係記事を蒐録されたが、掲載誌が特殊な宗門雜誌であつた爲め一般學者の注意する所とならなかつたのは遺憾である。其の後中華民國の牟潤孫氏は『宋代摩尼教』(輔仁學誌第七卷昭和十三年)を草し、曩きの兩氏の檢出漏れの史料を『宋會要稿』より引用開列せられ、望月信亨博士も『南宋子元の白蓮宗と其の餘黨の邪說』(淨土學第昭和十四年六月)を公にし高見を披瀝された。

而して此處に標題として掲げた白衣會なる者は、右の諸研究中に引用された文獻中に現はれる唐宋時代に行はれた白衣著用の妖教を奉ずる社會の一例にて、今日迄の研究の成果では其の教系は孰れに屬する者か分明でない。

二

白衣會に就いて

重松教授は『唐宋時代の彌勒教匪』に於て、「宋元時代の文獻に屢見する白衣烏帽とか(陸游、渭南、文集卷五)、白衣善友(元史卷一〇)などいへる文句の大抵は摩尼教・明尊教(五刑法志)とされてゐるやうだが、支那史上で摩尼教の初傳は貞觀三年より稍後であるから、貞觀三年の太宗本紀に見えた白衣長髮會は彌勒教匪たること間違あるまい。宋元時代の白衣善友など、云ふものは必ずしも摩尼教徒のみを指すものとは限らず、此の外彌勒教、白蓮教、白雲教など異端宗門を汎稱する場合があるではないか、姑らく疑を存し大方學者の指教を俟つ。」

と云つて居られるが、至當の言である。

重松教授の言の如く白衣著用を明記せる例は相當に多いが、白衣會なる名稱を明記された實例は餘り多く存しない。私の管見では、白衣著用を云々せる者は悉皆白衣會と看做して毫も差支へ無いと思ふが、次に其の實例を掲げて見よう。

(一)『新唐書』玄宗本紀開元三年(皇紀一三七五年)十一月乙

未の條に、

禁○白○衣○長○髮○會

と見える。

右は重松教授が『初期の白蓮教會に就いて』の十九頁に『唐書』太宗本紀貞觀三年十二月乙未の條に係けて引用された所であるが、同教授は更に其の後段に『唐大詔令集』開元三年十一月の勅令に、

比○白○衣○長○髮。假託彌勒下生。因爲妖訛。云云

とあるを更に引用されて居る。亦近く那波利貞博士は『中晚唐時代に於ける僞濫僧に關する一根本史料』(龍谷大學論叢、昭和十四年)百十一頁に同一の記事を『欽定全唐文』卷二百五十四蘇頌の作なる「開元三年十一月禁斷妖訛等敕」として引用され、之に

比○白○衣○長○髮。假託彌勒下生。因爲妖訛。云云

とあるを參稽すれば、重松教授の貞觀三年十二月乙未の條に係けられたのは後錄の際の誤りであらう。兎も角右の白衣會は彌勒會系なること疑ない。

(二)『宋史』理宗本紀寶祐五年(皇紀一九一七年)正月丙午の

條に、

禁姦民作白○衣○會。監司郡縣官等吏覺察。云云

とあり、此れも重松教授が前掲論文中に引用された者であるが、其の教系は不明である。

(三)『宋會要稿』刑法門(一六五册)に、

十月二十九日。樞密院言。……宣和間。溫臺村民多。學妖法。號喚榮事魔。鼓惑衆聽。……日近又有姦猾。改易名稱。結集社會。或名白衣禮佛會。云云

とあるは中華民國國牟潤孫氏が『宋代摩尼教』に於て始めて指摘された所にて、牟氏の説を聽けば、此の詔は頒行の年次が明記されて居ないが、編排の次第に依り之を推想すれば、南宋の高宗の紹興二年(皇紀一一九二年)であるとのことである。

(四)『嘉定赤城志』三七風土門(宋、陳耆卿撰台州叢書本)に李謙の事魔を戒しむ詩十首を引用し、其の第二に

白○衣○夜○會○說○無○根。到曉奔逃各出門。此是邪魔名外道。自投刑辟害兒孫。

とあるのも牟氏に依り學界に紹介された所である。而し

て其の教系は(三)と同様喫菜事魔を奉ずる者たることが
觀取出來る。

(五)南宋洪邁撰『夷堅志』王集下に「蔣二白衣社」の一項あ
つて、

鄱陽少年稍有慧性者。好相結誦經持懺。作僧家事
業。率十人爲一社。遇人家吉凶福願。則偕往建道
場。齊戒梵唱鳴鐃擊鼓。起初夜盡四更乃散。一切如
僧儀。……一邦之內實繁有徒。多著皂衫。乃名爲白
衣會。市居百姓蔣二。蓋其尤者。云云

と云ふ。右は僧家の事業を作すと云へるに據れば、佛家
を假冒せる如き觀があるから、或は(三)(四)と同様喫菜
事魔ではなからうかと疑はざるを得ないが、夜聚曉散や
白衣着用のみを以て牟氏の如く事魔と斷ずることは出來
ない。何故ならば望月博士が南宋子元の『白蓮宗と其の
餘黨の邪說』中に累々指摘された如く、初夜に起き四更
に散するの風は、男女誑誘の風と共に此の種の妖教結社
の通有性であるからである。

猶ほ此の外白衣會と呼號されざるも、牟氏が『宋會要

稿』刑法門より引用されし、

嘉泰二年六月十三日。臣僚言。……比年以來。有所
謂白衣道者。聾瞽愚俗。看經念佛。雜混男女。夜聚曉
散。相率成風。云云

と云へる如き、亦同じく

嘉定二年七月四日。權知漳州薛揚祖言。……漳郡之
民。不假度牒。以奉佛爲名。……男子則稱爲白衣道
者。女子則號曰女道。云云

と云へる白衣道者、亦『續資治通鑑長編』天禧三年十月十
三日丙申の條に見える

禁興州泉縣劍利州白衣師邪法。

の白衣師、更に同じく『長編』卷二十二及『宋史』眞宗本紀
太平興國六年四月丙午の條の

禁東西川諸州白衣巫師

とある白衣巫師の如きは、孰れも白衣會の導師たること
疑ひ無きも、牟氏の如く此等を白衣着用のみを以て喫菜
事魔と速斷することは不當である。

孰れにせよ、已に先進諸賢の看破されし如く、此等邪宗

門が妄解假冒せしは紛れも無い事實で、就中摩尼教喫茶事麗に於て最も甚だしく、早くも唐代傳來當初に始まること、已に桑原博士が『隋唐時代に支那に來住せし西域人に就いて』(内藤博士還曆祝賀支那學論叢大正十五年、後に東洋文明史論叢所收)の中に於て唐の杜佑撰『通典』卷四十職官二十二に、開元二十二年七月の敕として、

摩尼は是れ邪見、妄りに佛教を稱し黎元を誑惑する故、宜しく嚴に禁斷を加ふ可し。

とあるに注意されたに據り明白である。隨つて宋代の邪宗門も唐代の故智に倣ひ同じ轍を踏んだ者であるから、之等を以て白衣會の教系を嚴定すること不可能なるのみならず、問題の性質上から云ふも、之が究明は徒勞にして無意味である。

是を以て觀れば、在來の考定通り白衣會とは摩尼教、佛教、道教、祇教等に關係ある白衣著用の左道的結社であること云ふより以上の嚴密な考定は不可能であるにも拘はらず、敢へて私が白衣會に關する研究を劃てた所以の者は、其の目的が他に存するからである。

三

徐ろに愚考を繞ぐらすに、私は白衣の着用は廣く妖教徒として何者か效果的な服裝であり、唐宋時代の一般的风俗上から觀て驅け離れた異様な裝束であつたに相違ないと稽へざるを得なくなつた。

然らば白衣の着用は如何なる意義の下に斯く思考されるであらう歟。先づ佛家の説に聽くに、望月信亨博士編『佛教大辭典』の白衣の項を検出すると、幾多の典籍を援用し、白衣著用者は天竺以來在俗若しくは外道の者の服章たることを例證して居る。惟ふに此の服制は唐宋時代に至るも毫も變遷なく、白衣は緇衣の對語として在俗居士を意味する實例は決して尠しとせないが、一例を擧ぐれば唐代の僞作であると桑原博士が説破された『老子化胡經』卷十(鳴沙石室佚書續編所收)に

白衣居士維摩詰。云云

とあり、亦宋の蔡條撰『鐵圍山叢談』卷五(知不足齋叢書本)に、

「宣和己亥の歲(宣和元年皇紀一七七九年西紀一一一九年)の夏都邑に大水出で

幾んど城隅迄冒入し、高さ五七丈に達した。久しくして方に解せんとする時、泗州の僧伽大士忽ち大内の明堂の頂上に現はれ、空中に凝立し風は飄々然として衣を吹き、其處へ白衣の中裏有つて僧伽の前に跪き戒諭を受け、る状の如し云云と云つて居る。之に對して『新唐書』卷百二十二魏元忠傳に

今度人既多。緇衣半道。云云

とあるを對照すれば、白衣は居士、緇衣は度人即ち僧を意味せること唐宋時代と雖も何等變化はない。

故に白衣會とは佛家の服色制の上よりのみ推定するも、外道在俗の結社たること自明であり、在來の諸賢の研究成果は正鵠を得て居ると評することが出來よう。併し私は白衣會の白衣着用の意義が斯る佛家の説のみを以て満足なる解答を得て完全に氷解したとは稽へて居ない。何故ならば、唐宋時代の隨筆稗史小説の類を検索すると、餘りにも「白衣」云々と白衣着用を特筆せる記事が夥しく疊見して來るからである。之は竊かに考ふるに、當時の風俗上から觀て、白衣着用が何者か特異性を帯び

て居たとなさざるを得ない。然らば唐宋時代に於ける白衣着用の意義如何。其の前に姑らく支那に於ける士庶服章の沿革を考覈して見よう。

先づ漢代に於ける實情如何と云ふに、『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑傳第四十二に、

先是常又爲勝道。高陵有子殺母者。勝白之尙書問誰受。對曰受夏侯常。尙書使勝問常。連恨勝。卽應曰聞之白衣。戒君勿言。云云

とあり、之に對する顏師古の注には、「白衣。給官府趨走賤人。若今諸司亭長掌固之屬。」と云ひ、亦宋の郭若虛撰『圖畫見聞志』卷一(津逮秘本)に、

三代之際。皆衣襴衫。秦始皇時。以紫緋綠袍爲三等品服。庶人以白。云云

と説けるを聽けば、庶人は古來白衣を着せしものと知るべきである。此の風は南北朝時代に這入つても概ね不變なりし者の如く、桑原博士は『支那人を指すタウガス又はタムカジと云ふ稱呼に就いて』(史林、七ノ四、大正十一年)後に東洋文明史論叢收の中に、西曆七世紀の初期東羅馬の Theophylactus

Simocatta は、タウガ스에關する記事を載せ、

「タウガスの領土は河により兩分されて居る。この河は過去に於て交戰中の二大國の境界線をなした。

此の二大國はその國人の着衣の色彩により彼れ此れ區別される。即ち其の一は黒衣を著け、他は赤衣を著く。」

と云へるを論じ、黒衣之國とは『通典』卷六十一に北周の服章を記し、「其在官府吏之屬。服緇衣裳。」とあるより推せば當に宇文周を指すと考へられるし、猶ほ亦『通鑑』陳紀六、太建七年（皇紀一二三五年西紀五七五年）の條に、「北齊の後主高緯が其の西隣の北周を惡み人をして黒衣を著けしめ、北周の兵に象り帝躬ら此の假設周兵と争鬪す」とあるを併せ考ふれば、黒衣の國とは北周の意であらう。と云ふ意味の推論をせられて居る。さうして右の黒衣着用者は北周の庶人に非ずして官員たりしことも自明である。故に北周に於ては官員は黒衣、庶人は明記はないが恐らく白衣にして漢代以來の舊體通りであつたらうと想像される。

次の赤衣の國に就いても、『通典』卷六十一に、

自梁天監之後則朱服。諸王朝服朱衣。……開國公侯伯子男。並朝服紗朱衣。

とあるに據り、赤衣の國とは梁の意であり、亦南宋程大昌撰『演繁露』卷九に、「陳のみならず南朝を通じ赤色を尙ぶ」とあるを參稽すれば、南朝諸朝は悉く赤衣の國ならんと、博士は考定された。

斯様に桑原博士の研究に據れば、南北朝を通觀して官員の服章は、或は黒色或は赤色など異なるが、庶人乃至未仕官者は漢代同様白衣を便服としたと想はれる。併し隋代になつては、桑原博士が『隨書』五行志下に、
隋高祖受禪之後。上下通服黃衣。

とあるに注意された通り、黃衣が上下に流行せし者の如くである。

次に唐代に於ては如何に變化せしかと云ふに、『通典』卷六十一武德四年の敕に、

庶人服紬綾袍布。其色用黃白。

とあり、概ね黃白二色が庶人の服色であつた。併し『隋書』卷十二禮儀志七に、

(大業)
六年後詔。……胥吏以青。庶人以白。屠商以皂。士卒以黃。

と見え、大業六年の詔(皇紀一二七〇)(西紀六一〇〇)では、庶人は白衣を著用する規定になつて居る。然らば何故當時服色の制を新たにせしかと云ふに、右の大業六年の詔の冒頭に、「文武百官等皆戎衣」とあり、隋代では汎ねく黃衣を著用し、猶ほ「貴賤異等雜用五色」とも明記せられ、恐らく長年の戰亂のため斯様に服色の制亂れ、章服規定確立の必要に迫られて居たのであらう。

其の後唐代に於て、此の制定は如何に變遷した歟。『新唐書』卷二十四車服志の第一行目に、

唐初受命。車服皆因隋舊。

とあり、亦『舊唐書』卷四十五輿服志にも、『隋書』禮儀志大業六年の詔を掲げた後、

武徳初因隋舊制。天子讜服亦名常服。唯以黃袍及衫。後漸用赤黃。遂禁止庶。不得以赤黃爲衣服雜飾。

と云ひ、高祖武徳の始め、隋の舊制即ち庶人は白を以て

白衣會に就いて

服色となすと云ふ舊規を其の儘踏襲することを宣言すると同時に、更めて庶人の赤黃二色を著用することを禁止して居る。

然るに前掲の如く『通典』卷六十一禮には、高祖武徳四年(皇紀一二八一)(西紀六二二)の勅を掲げ、

庶人服紬綾袍布。其色通用黃白。

とあり、亦『舊唐書』卷四十五輿服志にも同年八月の勅を載せ、

(武徳)
四年八月勅。……流外及庶人。服紬袍布。其色通用

黃。

と見え、武徳四年に至り庶人の黃白二色兼用を允許して居る。其後宋の王溥撰『唐會要』卷三十一輿服上章服品第の項に見える太宗の貞觀四年八月十四日(皇紀二一九〇)(西紀六三〇)の詔に依ると、

冠冕制度。以備令文。尋常服飾未爲差等。……婦人從夫之色。仍通服黃。

とあり、孰れにせよ武徳四年頃より庶人は白一色に限られたのでなく、殊に婦人は概ね黃色を兼用通服する様に

なつた。さうして此の制度は有唐終末まで大差なく持續されたことも、左に指摘開列する兩度の詔勅に就いて觀れば明白である。先づ第一は高宗の上元元年八月二十一日(皇紀一三三四)の勅で、
(西紀六七四)

庶人服黃。(前後略。唐會要卷三十) 一典服上章服品第

の一節見え、次に文宗の太和六年六月(皇紀一四九二)の勅にも、
(西紀八三三)

流外官及庶人。服色用黃。(前後略。唐會要) 要同右雜錄

とある通りである。

併し庶黎は之を以てしても満足出來ず、高宗咸亨五年

五月十日(皇紀一三三四)の勅に、
(西紀六七四) (唐會要) 同右章服品第

如聞。在外官人百姓。有不令式。逐於袍衫之内。著朱紫青綠等色短衫襖子。或於闕野公然露服。貴賤莫辨。……自今以後。衣服上下。各依品秩。上得通

下。下不得僭上。仍令有司。嚴加禁斷。

とある如く、彼等は恐らく白黃二色の袍衫の内に、禁令を犯して朱紫青綠等各自趣味に叶つた短衫を著込み、闕野に於ては公然下衣に著せし有色の短衫襖子を露出した

のであらう。故に貴賤の辨別出來ず、自今上位の者が下位の服色を着用することは差支なきも、下位の者が上位の服色を干すこと罷りならぬ、と當局をして嚴に禁斷を加へしむるに至つた事實が該詔勅中に明白に述べられて居る。更に今一つ玄宗の開元四年二月十三日の詔にも

(皇紀一三七六)
(西紀七一六)

如聞。内外絶無官者。皆詐著綠。云云(唐會要) 同右

とあつて、無官者即ち大部分は庶民であらうと思はれるが、彼等が詐つて綠色を着用して居たことも傳へて居るではない歟。

然らは何故庶人は斯様に白色黄色を厭ひ、他の上位の服色を冒したか。惟ふに白色は申す迄も無く、『舊唐書』卷八十五列傳第三十五唐臨の傳に、
(唐臨)

嘗欲弔喪。令家童自歸家取白衫。云云

とある如く、唐代喪服の章として實用されしこと明白であり、亦黄色は已に引用せし『隋書』禮儀志大業六年の詔に云へる如く、士卒軍服色であつたから、孰れにせよ漸く秦平に慣れ華奢の風に馴染んでは、庶人と雖も黃白二

色は已が趣向に合致しなかつたものであらう。故に彼等の好尚も最早黃白二色の如き低調な色彩には飽き足らず、漸く綠緋紫等の色調に魅力を感じる様になつたことは想像に餘りある。遂に左司郎中唐紹をして叡宗の太極元年(皇紀西紀七二二)上疏して、

臣聞。……風俗流行。遂下兼士。庶若無禁制。奢侈日增。云云(舊唐書卷四十五興服志)

と慨嘆せしむるに至つたが、政府當局は庶人に對して黃白二色を飽迄強制する意圖なかつたらしく、文宗の太和六年七月(皇紀一四九二)の度支戸部監鐵三司の奏に(唐會要卷三十一、輿服上雜錄)「今年六月の勅に准じて庶人は紋綾を以て衫袍に充て、色も前例に依り綠色を用ひることを許され度い」と請願して居る。右の今年六月の勅とは、「流外官及庶人の服色は黃色とするが、諸部曲の客女奴婢は純綃の絹布にて黃白二色を常用し、青碧二色を通服として宜しい、亦庶人も之と同じくするを聽し、夾纈をも兼ねて許す」と云ふ意味の寛大な勅である。

斯様にして、庶民は紫緋二色の如き隋唐制では五品以上の高級服色こそ公許されて居ないが、それも曩きに引用開列した證據に據り干犯の事實は明白であるけれども、綠色青色碧色及び其の夾纈即ち絞り染め位迄は公然著用することが許容されて居た。

然らば民間に於ける真相如何と云ふに、今日より事細かに之を知悉する術も無いが、項を改めて零細な史料乍ら推論を試みることにして、左に參考旁々隋唐時代官員士庶服章の變遷を表を以て一覽に供して見よう。

(一) 隋大業六年の制

(隋書禮儀志 舊唐書輿服志)

- 五品已上。——紫。
- 六品已下。——紫兼緋綠。
- 胥吏。——青。
- 庶人。——白。
- 屠商。——皂。
- 士卒。——黃。

(二) 唐武德四年八月の制

(舊唐書 輿服志)

- 三品已上。——紫。
- 五品已上。——朱。
- 六品已上。——黃。
- 七品。——?
- 八品。——?
- 九品。——?
- 流外官。——黃。
- 及庶人。——黃。

(三)唐貞觀四年八月の制

(唐會要
與服上)

三品已上。一紫。

四品。一緋。

五品。一綠。

六品。一青。

七品。一黃。

(五)唐太和六年六月の制

(唐會要
同雜錄)

三品已上。一紫。

五品已上。一朱。

七品已上。一綠。

九品已上。一青。

流外官。一黃。

(四)唐上元元年八月の制

(唐會要
同上)

三品已上。一紫。

四品。一深緋。

五品。一淺緋。

六品。一深綠。

七品。一淺綠。

(六)唐開元十九年六月婦人服色の制

(唐會要
同服色品第)

各依夫子。

五等以上諸親婦女。一紫。

及五品以上母妻。一朱。

九品已上母妻。一朱。

流外及庶人。一黃。

右の六通りの表に現はる如く、唐代庶民の服色制は、概ね黄色を以て一貫せること疑ひなく、之を隋代に比較して、

隋代帝王貴臣。多服黃綾袍烏紗帽。……百官常服。

同於匹庶。皆著黃袍。出入殿省。云云(唐書卷四十五與服志)

と云へるに對比すれば、隋朝帝王貴臣の服色が唐代では庶民の服色となり、之を亦唐代の庶黎は嫌惡したとは面白い時代色の變遷と云はねばならぬ。

初て曩きの課題に戻り、唐代に於ける民間庶人の服色の實情如何と云ふに、史料稀薄にして到底十分に之を論證することは出来ないが、唐の牛僧孺撰と稱せらる小説『周秦行紀』(所據唐人說書本、鹽谷溫博士編、國譯漢文大成本)に次の様な話が見えて居る。その話は、彼牛僧孺が貞元中進士に擧げられて落第し、宛葉に歸へらんとして伊闕の南に至り大安の民舍に宿せんとせしに、會々日暮れて至らざる、更に十餘里月始めて出で、火の明かなるを見て意ふに莊家ならんと、更に前み大宅を訪れた所、黃衣の闢人現はれ、彼を招き入れたと云ふのであるが、之は恐らく身分卑しき闢

人としての服色が黄色なりしを誨ゆる一證據と稽へて宜しからう。故に唐の陳鴻撰『東城老父傳』(國譯漢文大成本)に、元和中潁川の陳鴻祖が友人と携へて春明門を出で、竹柏森森たる所にて馬を下り、塔下に昌に覲え、其の言を聽き日の暮るゝを忘れたが、其の物語の中に年老いたる昌が述懐し、

近者老人。扶杖出門。闕街衢中。東西南北。視之見白衫者。不滿百。豈天下人。皆執兵乎。

と云へるが如き、即ち開元天寶の兵亂のため白衫の庶人多く出征し、街衢を歩いて、百人と見當らないと云ふ表現も、已に申した如く『唐會要』『舊唐書』輿服志等に見ゆる詔勅に鑑むれば、恐らく實際街頭に於ける庶人は、白衣着用者著しく減少せるに拘はらず、之が代名詞として依然、白衫と稱したのではなからうかと推想される。亦『韓昌黎集』卷九「遊城西十六首」と題する中の一首「養神に、

白衣長衫紫頭巾。差科未動是閑人。

麥苗含穰桑生樞。共向田頭樂社神。

白衣會に就いて

とある白衣長衫の如きも、養神に赴く村夫子達の祭禮日の装束と見る可きであらうと愚考致す次第である。亦婦人の服色も別表の通り貞觀四年の制では、「從夫」とあり亦開元十九年六月(皇紀一三九一)(西紀七三二)の勅にも、「婦人服飾。各依夫子」云々とあるから、法規上から云ふも裏きに闡

明した實情から云ふも、白衣のみを纏つたとは考へられない。併し宋の司馬光撰『資治通鑑』卷二百二唐紀十八高宗上元元年(皇紀一三三四)(西紀六七四)秋八月戊戌の條に、

自非庶人。不聽服黃。

とあり、之に對する元の胡三省の註は、

非庶人。諸工商雜戶。

とあるを參稽すれば、庶人以外の者は例外であつた。是等を以て觀れば、唐代の庶人は男女とも、法規上より見るも、實情に即して察するも、白衣を常用して居ないのみならず、之が着用は觀る者をして寧ろ異様な感を抱かしたと想ふ可きである。

然るに五代後唐になつて、庶人は再び白一色に統一する旨仰せ出されしこと、宋の王溥撰『五代會要』卷六内外

官章服に、

後唐天成二年正月勅。……(皇紀一五八七)
(西紀九二七)

庶人商旅祇著白衣。云々

と見えるに依り窺知することが出来るが、猶ほ元の馬端臨撰『文獻通考』卷一百十三王禮考八太平興國七年李昉等の奏議にも、

又案。唐天成三年詔。今後庶人工商。只著白衣。

と見え、天成三年の詔として之を引用して居る。更に『舊五代史』卷三十八唐書第十四明宗紀四天成二年春正月己卯の條にも、

庶人商旅只著白衣。

とあるから、此の勅は天成二年正月に頒發せられしものであらう。

更に降り宋代になつて此の制は如何に變遷して來たかと云ふに、宋の張唐英撰『蜀鸞枕』(學海類編本)卷上に、乾德

三年九月(皇紀一六二五)
(西紀九六五)の詔を載録し、

黃衣選人。白衣學人。

とあり、亦宋の楊萬里撰『誠齋揮塵錄』卷上(學海類編本)に、

宣和の初の天下の異書を訪ねしめ以て校對に資し、侍臣十人をして校勘を爲さしめ、猶ほ亦、

以進士白衣。充檢閱者。云々

と云ひ、更に宋僧釋文瑩撰『續湘山野錄』(學津討原本)にも、姚嗣宗が白衣をして翰林に入らしめたことを載せて居るが如きは、孰れも未仕官者を以て白衣と呼稱せる實例である。

それでは五季宋朝の未仕官者乃至庶人は事實白衣を常用せし乎。之は唐代に於ける先例もあることであり、熟考を要する問題であるが、私は左に逐次列學せんとする證據に依り、然らずと答へざるを得ない。即ち前掲の李昉の奏議は、

按唐制。禁外官袍衫之內。輒服朱紫。近年品官綠袍。學子白紵。之下多服紫色衣、並望禁止。己著緋者聽。學人私第者。通服皂衣。云云

を以て筆を起して居り、是に由つて觀れば、庶民の白衣著用の制が遵奉されず、庶黎にして紫色を著用する向き生じ、之が禁示を要望する聲の上つたことが知られる。

此れは該奏議のありし當時、即ち太宗の太平興國七年當時の實情であるが、遂に太宗の至道元年(皇紀一六五五)に至り、庶人の紫服を着用すること公許せしこと、『宋會要』與服四臣庶の項に掲げ、

至道元年六月。復許庶人服紫。帝以特之所好。冒法者衆。故除其禁。云云

とあり、『文獻通考』にも曩きの太平興國七年の李防等の奏議の中に、之を至道元年十月の條に係け、左の通り云つて居る。

許士庶工商通服紫。云云

其の後と雖も士庶の服色制は屢々變革を重ね、『文獻通考』卷一百十三王禮考八に列記する所を隨所摘要すれば次の通りである。

先づ眞宗の大中祥符八年(皇紀一六七五)に

復下詔……又禁民間服皂班纈衣。

とあるに拘はらず、亦

仁宗時。太平日久。士民富樂。寔爲浮侈。乃下詔禁約。令京師士庶。得衣黑褐地。白花藍黃紫地撮量

花。女子得衣白褐毛豔褐帛。……嘉祐末詔。禁天下衣黑紫。初皇親與內臣所衣紫。皆用入爲駒色。後士庶變相効。而諠以爲奇袤之服。故禁之服者猶不止。など見えるに據り、仁宗頃になり太平日に久しく士民は富樂にして寔々浮侈に流れ、彼等の趣味の昂上と共に、紫黑藍黃とりどりの暈花模様流行せしことが推察出来る。

是等を以て觀れば、唐宋時代を通じて未仕官者乃至庶人等が白衣を常用せしなどと速断するのは極めて皮相的な見解に過ぎず、事實は右の通りであつた。

故に私は白衣とは未仕官者乃至庶民の代名詞となすには異存ないが、その着用が直ちに未仕官者乃至庶民の便服を意味すると云ふ斷案に對しては不賛成であり、寧ろ之が異風的であつたことを主張致し度いのである。さればこそ今更察説する迄もなく、「白衣人」云々と白衣着用を特筆せる描寫が唐宋時代の隨筆稗史小説の類に習見するに就き疑念を抱いた譯である。

それでは白衣の着用は如何なる意味に於て異風俗的で

あつたか、亦之が當時の社會全般に與へし影響並びに效果は如何様であつた歟。以下之に就きて實例に徴し考證の歩を進めて見よう。

先づ第一話は唐の沈既濟撰『任氏傳』(國譯漢文)に見える次の様な話である。

天寶九載夏六月の交、韋使君と云ふ者、其の従父妹の婦なる鄭六と長安の陌中を行き、將に新昌里に會飲せんとして、韋使君は白馬に乗り東し、鄭六は驢に乗り南して、昇平の北門に入らんとした。偶々三婦人の道中を行くに遇ひ、其の中に一人白衣の者あるを發見す、容色甚だ殊麗である。鄭六之を見て驚悅し、其の驢に策ち、忽ち之に先んじ、忽ち之に後れ、將に挑まんとすれど未だ敢へてせず。白衣の佳人も時々嗒然し意を授くる所あり、と云つた情景である。

第二話は唐の李公佐撰『南柯記』(國譯漢文)に見える次の様な話である。

東平の游侠の士淳于、勢落魄して廣陵郡の東十里に家居し、貞元七年九月を以て沈醉に因り疾を致し東廡の下

に臥す。或る夜彼昏然として夢見るに、二紫衣の使者現はれ跪拜して曰ふに、槐安國王小臣をして命を致し奉邀せしむと。彼使者に隨ひ青油の小車に駕し、古槐の穴を指して中に入るに、忽ち山川風候草木道路は人世と甚だ殊なり、前行すること數十里、郭城壘あり、車輿人物道に絶えず、朱門重樓ありて金書して大槐安國と題す。之を過ぐれば廣殿あり、此處に於て一人の長大端嚴な素練の服を衣たる王に面會したと云ふ話である。

第三話は、宋の魯應龍撰『閑窓括異誌』(神海)に見える次の説話である。

彼魯應龍の家が全盛の時、東廡を以て書塾となし、其の西南隅の後は居民王氏の宅であつた。此の王氏の家に毎夜の如く白衣の人現はれ祟りをなしたと云ふ話である。

右の三説話の如きは唐宋時代の小説を繙讀すれば類例幾らもあり、決して稀らしと云ふ可きでないから、此の三説話を以て代表し、白衣著用の意義及効果を稽ふれば、次の二つの場合に盡きて終ふ。

即ち白衣の著用が衆人に異様な凄味を帯びた感を與へ

るに極めて適切効果的であつたことは三つの場合共通であるが、之を以て支那では古來妖と云つて居る。

然らば妖とは如何なる意味歟。抑々妖とは、妖冶妖艶など熟字せし時は、改めて申す迄も無く「なまめき」たる意であり、東漢の許愼撰『說文』には、「妖嬈巧也。一曰女子笑貌。从女笑聲。」と云へる如く、右の三説話中第一の場合が之に該當する。故に白衣佳人の妹置さは、一例を舉げると唐の孟棨撰『本事誌』事感第二(國譯漢文)に劉尙書が屯田員外郎より朗州司馬に左遷せられ、凡そ十年にして初めて徴し還へされ、春に方りて「花を看着諸君子に贈くるの詩」を賦し、「紫陌紅塵面を拂つて來る。人の花を看着回へると道はざるなし。」と云つた紅紫に粧へる穠艶さとは自ら其の趣を異にせること明白である。

而して之に對して妖怪とか妖精とか熟字せる時は、俄然異しき意味となり、右の第二第三の説話の場合が之である。

是に於て支那に於ける妖の本質を索むるに、『左傳』莊公十四年の條に、

人棄常則妖興。

とある如く、異常的な者が妖の本質である。之を現代語を以て表現すれば、異常なる美的昂奮を誘發せしむる様な存在が妖であらう。故に華奢流行の漢代已に服妖なる言葉あり、服裝に於ける變態的流行ありしことを傳へて居る。即ち『漢書』卷二十七五行志に、

風俗狂慢。變節易度。則爲剽輕奇怪之服。故有服妖。云云

と見えるを始めとして、『後漢書』以下『晉書』・『宋書』・『隋書』・『唐書』・『宋史』等の五行志にも服妖なる項目が設けられて居るか、さもなければ服妖なる字面が習見續出して居る。試みに左に此等の中より興味深き數例を拾ひ出して見よう。

(一) 獻帝建安中。男子之衣好爲長躬。而下甚短。女子好爲長裙。而上甚短。時益州從事莫嗣以爲服妖。是陽無下。而陰無上也。天下未欲平也。後還逐大亂。

(後漢書卷二十三) 五行志、服妖

(二)太元中。公主婦女。必緩髮傾髻。以爲盛飾。用髮既多。不可恒戴。乃先於木及籠上裝之。名曰假髻。或名假頭。至於貧家。不能自辦。自號無頭。就人借頭。遂布天下。亦服妖也。云云(晉書卷二十 七五行志)

(三)魏尙書何晏。好服婦人之服。傅立曰。此服妖也。

(宋書卷三十册 五行志服妖)

(北齊)

(四)後主好令宮以白越布折額。狀如髻。輒又爲白。蓋此二者喪服也。後主果爲周武帝所滅。父子被害。

(隋書卷二十二 五行志服妖)

(五)天寶之初。貴族及士民。好爲胡服帽。婦人則簪步搖釵。衿袖窄小。楊貴妃常以假髮爲首飾。而好服黃裙。近服妖也。云云(唐書卷三十 四五行志)

是等を以て觀れば、支那社會は漢代以後間斷なく妖的に動搖せんとして居たこと想像に難くない。

其の後此の妖の意義は唐宋時代に至り如何に變化した

か、更に細を穿つて探究するに、唐の封演撰『封氏見聞錄』卷五第宅(學津討 原本)の項に、長安に於ける王侯妃子の第宅の宏壯崇麗なりしことを叙し、

代宗即位。宰相及朝士當權者。爭修第舍。頗爲煩弊。議者以爲土木之妖。

とあり、宋の蔡條撰『鐵圍山叢談』卷五(知不足齋叢書本)

世有四妖。宮殿高侈。謂之土木之妖。珠璣錦繡。謂之服飾之妖。洛中牡丹。維揚芍藥。謂之花妖。婦人美色能文翰。謂之人妖。

と云ふ如く、異色ある秀逸を妖と云ひしこと明確であるが、宋の王栴撰『燕翼貽謀錄』卷四(學津討 原本)に

仁宗時。宮中以白角。改造冠并梳。冠之長至三尺。有等肩者。梳至一尺。議者以爲妖。

と云へるを互審すれば、白色の流行は格別妖と見做され居る。

惟ふに此の妖的流行は北宋の仁宗皇祐元年(皇紀一七〇 九四紀一〇)

四)の交らしく、宋の李燾撰『續資治通鑑長編』卷一百六十七皇祐元年冬十月丁丑の條に、(皇紀一七〇 九四紀一〇四九)

先是宮中尙白角冠梳。人爭效之。謂之內樣。其冠名曰垂肩。至有長三尺者。梳長亦踰尺。御史劉元以爲服妖。故請禁止之。婦人多被罪者。

とあるに據り窺へば、此の妖的流行は先づ宮廷内の婦人に始り、漸く都下の婦女子に及んだのである。

然らば何故此の妖的流行を禁止せしか。一つには宋の

程太昌撰『演繁露』卷八(學津討)に、

候景僭立時。着白沙幘。……按此卽白沙幘乃人主之服。

とあり、亦宋の王定國撰『聞見近錄』(學海類編本)に、

英宗冠白角。被黃服。凭語文定曰。云云

とあるに徴すれば、白角冠は人主の服制であつた爲め禁止された事實を知ることが出来るが、併し私は單に斯る僭上の服飾であつたと云ふだけで無く、白色其の者が夙に妖的であると考へられて來た爲めと思ふのである。其の證據は劉宋の劉敬叔撰『異苑』(學津討)に、

後漢時。姑蘇忽有男子。衣白衣冠白冠。形神修勵。

從者六七人。居民欲掩之。卽有風雨。郡兵不能掩。

白衣會に就いて

衛士趙晃聞之。往白郡守曰。此妖也。

と云へるを參稽すれば、思ひ半ばに過ぎるであらう。

以上極めて多岐に亘り喋々と説述せし如く、唐宋時代に於ては庶民と雖も事實上決して白衣を常用せず、隨つて白衣會員の白裝束は尠からず異様な注意を牽ひたに相違ない。

是に於て白衣會は其の會員の服裝の上から稽へるも、當時の風尙に照合して如何にも妖氣漲れる社會であり、佛僧家の服制に則るも外道異端者の結社たるを想はしめる者である。故に重松教授も云はれし如く、「白佛言世尊」即ち經文冒頭の慣用句たる「佛に白して言はく世尊よ」の文句に依り白衣を著用せりと云ふ『佛祖統記』卷四十八(大正新修大藏經本)の所説の如きは申すに及ばない臆見であり、架説する迄も無く白衣會員の著用する白衣其れ自體が異端邪宗門たる者の象徴たること毫も疑問の餘地ない。

されば鄙見に依り白衣會なる者を定義すれば、妖氣漲りたりたる服裝を纏へる在俗百姓僧或は火宅僧僞濫僧を導

師として結ばれたる社會であると云ふことになる。而して其の結社組織の詳細は重松教授も、「惜しい哉是等妖教徒の教團組織や其の布教の狀態などに關する詳細な記録は今日傳はつて居ない。是は一つは年代の遼遠とか保存法の不備などにも起因するが、又歴代官僚側に於ける故意の燬消抹殺などもこれらの史料湮滅の重大な原因となつてゐたものと思はれる」と聊たれた如く、史料寡少にして知る由も無いが、那波博士が「中晚唐時代に於ける偽濫僧に關する一根本史料の研究」に於て偽濫僧百姓僧の性格を闡明されたのと、鈴木中正學士が「宋代佛教結社の研究」(史學雜誌五〇ノ一、二、三、昭和十六年)に於て結社組織の究明を試みられたのに依り略ぼ推察することが出来る。殊に鈴木學士の業績は宗教結社の研究として從來多數試みられた宗教史側の研究の缺を補ふに足る出色の力作である。

四

以上三節に互り、私は白衣會の實例と其の教系及白衣著用の意義を説き終つたが、本節以下に於ては白衣會が

總べての妖教結社の母胎爲りしことを考定して見よう。其の前に姑らく此等のあらゆる邪教結社の迷信の源流を討ねて見る必要がある。此の問題に就いては私は今迄の考方の如く、之を佛敎道教其の他の既成教團の教義に索む可きでなく、寧ろ支那社會の古俗其の者の裡に發見す可きであると考へて居る。

抑々支那社會は少くとも漢代以後、妖的な出來事を探し當てては妄動せんとする兆の著しかつたこと已に申す如くであるが、歴代の正史に照して見るも、妖書・妖言・妖術・妖幻・妖人・妖法・妖財・妖亂等の文辭が屢見することに依り一層明白である。

殊に宋代に至つては、國初より此の風盛んにして、民間の訛言を取締る禁令史乘に散見せるも、其の一例を擧げると、『宋史』卷八眞宗本紀天禧二年五月丙戌の條、宋の李眞編、皇宋十朝綱要』卷三同年同月の條、『續資治通鑑長編』卷九十二天禧二年六月乙巳の條等に見ゆる訛言であつて、之は汎ねく知れ互りたる者と推想される。亦宋の陸游撰『老學庵筆記』卷九(學津討)に、

政和宣和間。妖言至。

とあり、此等を綜合すれば、徽宗の如き道君皇帝が君臨せし場合、妖的活動が最も活潑になるから、之等を以て歸納すれば、支那社會に於ける妖的活動は一應道教に依り誘發されて來たものと稽へる可きであらう。而して道教の成立を觀るに、その教團の組織樹立の過程は佛教に倣ひ、其の教義の内容も佛教は申すに及ばず、古くは戰國末期の山東地方の古代住民の間に發生せし神僊道、中世に於ては西域傳來の祇教・摩尼教等が導入せられて居ることは學界の等しく認むる定説であるから、或は論者は依然此の邪教結社に於ける迷信の源流を道佛二教・祇教・摩尼教等に討ね可きであると主張するかも知れない。

併し鄙見を以てすればさうではないのであつて、支那社會に於ける妖的なる者の原型は、少くとも佛教渡來以前、道教成立以前の古俗の裡に形成されつゝあり、偶々之と同類近似型の妖的なる者を、或は佛教に或は道教に或は摩尼教・祇教等に發見すれば、俄かに之を假冒し結

社を組織して活動を開始せる者であると稽へて居る。さうして此の支那古俗の裡に存する妖的なる者は、恐らく古くは殷代の巫祝より享け繼ぎ來りし者ならんも、周末に至り儒家の手に依り一掃され、所謂「不語怪力亂神」の社會に變したが、山東の一角に残存せし古代住民の間に行はれた妖的思想は再び漢民俗社會に浸透して來たものであらう。

此の主題に關し研究を遂げられた者には、狩野直喜博士の『支那上代の巫巫感に就いて』(哲學研究一)、同、說巫補遺』(藝文)、那波利貞博士の『山東の古代住民』(歴史と地理二十)、武内義雄博士の『神僊說』(岩波東洋思想四ノ六昭和四年)、福井康順氏の『道教成立以前の二三の問題』(早稻田大學東洋思想研究室昭和十二年)、酒井忠夫氏の『道教史上より見た三張の性格』(支那佛教史學一)、森三樹三郎氏の『秦漢に於ける民間祭祀の統一』(東方學報京都十一)等があるが、孰れも妖的思想に言及されて居ないのみならず、現今殷人の種族に就いて未だ定説無き有様、此の支那古俗の妖的思想が漢族固有の者なりや否やも到底明言の限りでない。けれ

ども戰國以後に於ける神仙説を始めとして、異種族に發源せる妖的思想は夙に漢族社會に吸收され、唐宋時代以前の古俗として妖的信仰となつて居たと、私は考へて居る。

其の著しき例にして學者の未だ注意する所となつて居ない者に、漢代西域より移入渡來せし幻術がある。幻術に就いては故藤田豐八博士が昭和三年史林第十三卷第一號に、『黎軒と大秦』(後に東西交渉史の)を掲げ解明される所があつたが、妖教結社との關係には言及されて居ない。併し『太平廣記』卷二百八十五幻術類に、『廣古今五行記』『國朝雜記』、『通幽記』、『王氏見聞』、『河東記』、等今日殆んど原本の傳へられて居ない書物ばかりより引用し、妖人の驅使せし妖術の類が多くは西域傳來の幻術を應用した類の者であつたことを載せて居る。就中興味ある一例を挙げると、出『河東記』として、

唐貞元中。揚州坊市間忽有一妓術丐乞者。不知所從來。自稱姓胡名媚兒。所爲頗甚怪異。旬日後觀者稍

々雲集其所。……一旦懷中出一琉璃瓶子可受半升。

表裏烘明如不隔物。云云
と云へる一節である。

之を要するに、支那社會に於ける妖的思想は常に異民族より導入せられ、悠久なる時間の經過と共に支那化し、唐宋時代に於ては少くとも神仙幻術に由來せる者は最早已に支那的性格に同化されて仕舞つて居たのである。さうして此の支那的性格化した妖的思想は、新たに成立せる教團の教義中に自己と類型の妖的なる者を發見すれば、巧に之に接近し寄生して活動を開始することは已に説述した通りである。故に其の活動は好んで多少なりとも異端的傾向の見える既成教派の末流か遺孽を捉へて潛かに布教するのが常であり、其の遺例は望月信亨博士が昭和十四年六月大正大學淨土學研究會編『淨土學』第十四輯に掲げられた『南宋子元の白蓮宗とその餘黨の邪説』に於て究明せられた白蓮宗の場合に極めて明瞭に現はれて居る。

五

如上累説せし通り、歴代の妖教結社は斯様にして支那古俗の裡に芽生えし所であるが、私は畢竟之が白衣會なりと云ふ歸結に到達せざるを得なくなつた。換言すれば、私は白衣會が總べての妖教結社の先行型體（鈴木學士云ふ）であり、母胎であると云ふ一假説を提出する者である。併し不幸にして私の寡聞にして不敏なる爲めか未だ白衣會なる字面が唐以前に撰述傳來せる支那史籍上に於て寓目し得ないが、清朝の大儒顧炎武の『日知錄』卷三十星事多凶の項に、

國師公劉秀女憐言。宮中當有白衣會。云云

とあり、王莽治下の宮廷内に妖的存在たる白衣會の在りしことを指摘してゐるけれども、顧炎武は如何なる憑據に依り斯く言及せしか、今遽かに搜し當てることが出來ない。

兎も角斯る見地から云へば、宋の莊季裕撰『雞肋編』卷上に、事魔の祖が張角だと説くのも、『日知錄』集釋卷三十佛寺の項に、「嚴氏曰白蓮教漢末張魯之遺也」と云ふも、妖的思想の本質及源流を省る時には、一應聞き直は

す可き言であらう。

以上を以て此の小論を結ぶこととするが、白衣會は先進諸彦の究明された如く、唐宋時代一般邪教異端宗門結社の凡稱であるが、鄙見を以てすれば、之が總べての邪教結社派生以前の原型にあらざるやと愚考致し、零細些末な史料を鑿證し假説を提出した次第である。（完）